

目黒区契約における暴力団等排除措置要綱

平成23年7月28日付け目総契第4070号区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区(以下「区」という。)の発注する契約から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区の発注する契約 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品の購入、賃貸借、業務委託、役務の提供等の契約及び財産の買入れ、売払い、貸付け等の区が発注する全ての契約をいう。
- (2) 入札参加資格者 区の発注する契約に関し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び第167条の5に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第167条の11に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団等 暴力団、暴力団員等及びこれらに限らず区の発注する契約に関し契約の相手方に、工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を行う団体及び個人をいう。
- (6) 契約担当者 目黒区契約事務規則(昭和39年3月目黒区規則第6号)第2条第1項に規定する契約担当者をいう。
- (7) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合(再委託)の受託者をいう。

(入札参加除外措置)

第3条 区長は、入札参加資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、目黒区入札・契約適正化委員会設置要綱(平成17年11月15日付け目総契第741号決定)に規定する目黒区入札・契約適正化委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、別表に定める期間において、当該入札参加資格者を区の発注する契約から排除する措置(以下「入札参加除外措置」という。)を行うものとする。ただし、区長が必要であると認めるときは、委員会の審議を経ることなく当該入札参加資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。

2 前項の規定に基づき入札参加除外措置を決定したときは、入札参加除外措置を受けた当該入札参加資格者(以下「入札参加除外者」という。)に対し、目黒区入札参加除外措置決定通知書(別記第1号様式)により通知するものとする。

(入札参加除外措置の解除)

第4条 区長は、前条第1項の規定に基づき入札参加除外措置を行った日から24か月経過し、かつ、入札参加除外者から入札参加除外措置の解除の申請があり、別表各号の措置要件のいずれにも該当する事実がないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除することができる。

2 入札参加除外者が、前項の規定に基づく入札参加除外措置の解除を求めるときは目黒区入札参加除外措置解除申請書（別記第2号様式）により行うものとする。この場合において区長は、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

3 区長は、第1項の規定に基づき入札参加除外措置の解除を決定したときは、当該入札参加除外者に対し、目黒区入札参加除外措置解除決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(勧告措置)

第5条 区長は、第3条の規定に基づく入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対し、必要な措置の勧告を行うことができる。ただし、区長が必要であると認めるときは、委員会の審議を経ることなく当該入札参加資格者に対して勧告を行うことができる。

2 前項の規定に基づく勧告を行うときは、当該入札参加資格者に対し、目黒区暴力団等排除措置に関する勧告書（別記第4号様式）により行うものとする。

(入札参加除外措置等の公表)

第6条 区長は、第3条の規定に基づく入札参加除外措置又は第4条の規定に基づく入札参加除外措置の解除を行ったときは、入札参加資格者の商号又は名称、入札参加除外措置事由又は解除した旨等を公表するものとする。ただし、目黒区個人情報保護条例（昭和63年10月目黒区条例第16号）の目的に照らし、公表することが適切でない情報は除くものとする。

(一般競争入札からの排除)

第7条 契約担当者は、区の発注する契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加又はその資格を認めてはならない。

2 契約担当者は、入札参加又はその資格を認めた者が当該契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加又はその資格を取り消し、又は当該契約の締結を行わないものとする。

3 契約担当者は、前項の規定により当該入札参加の資格の取消等を行ったときは、当該入札参加除外者に通知する。

4 前3項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第8条 契約担当者は、区の発注する契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 契約担当者は、指名を受けた者が当該契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名の取消し又は当該契約の締結を行わないものとする。

3 契約担当者は、前項の規定により指名の取消し等を行ったときは、当該入札参加除外者に通知する。

(随意契約からの排除)

第9条 契約担当者は、入札参加資格者であるか否かにかかわらず別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から除外措置を受けた者を相手方とする必要がある場合はこの限りではない。

(下請負等の禁止等)

第10条 契約担当者は、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を区の発注する契約の相手方の下請負人等（二次以降の下請負人等を含む。以下同じ。）とすることを認めてはならない。

(準用)

第11条 第3条から前条までの規定は、入札参加除外措置を受けた入札参加資格者を構成員として含む共同企業体、事業協同組合等について準用する。

(契約の解除)

第12条 契約担当者は、区の発注する契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(不当介入に対する措置)

第13条 契約担当者は、区の発注する契約の相手方が当該契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察署への届出を行うよう指導しなければならない。

2 契約担当者は、区の発注する契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人等が、暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、当該契約の相手方に指導を行うことを求めるものとする。

3 契約担当者は、区の発注する契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、当該契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 区長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(事務処理)

第15条 この要綱に定める入札参加除外措置に関する事務は、総務部契約課において処理する。

(その他)

第16条 契約からの排除等の措置に関し、この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、区長は、委員会の審議を経てその措置を決定する。

第17条 前条に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年8月29日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

措置要件	期 間
1 号 暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該入札参加除外措置をした日から 24 か月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。
2 号 いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。	
3 号 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。	
4 号 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	
5 号 下請負人等が、前各号のいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	
6 号 入札参加資格者が、第 5 条に基づく勧告措置を受けた日から 1 年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。	

別記

第1号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

目黒区長

目黒区入札参加除外措置決定通知書

目黒区契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項の規定により、入札参加除外措置を下記のとおり行うこととしたので、通知します。

記

1 入札参加除外措置決定日

年 月 日

2 入札参加除外期間

本決定から24か月経過し、かつ、目黒区契約における暴力団等排除措置要綱別表各号のいずれにも該当しないと区長が認め、同要綱第4条第1項の規定に基づき当該措置の解除を行うまで

3 入札参加除外措置を行う理由

目黒区契約における暴力団等排除措置要綱別表第 号に該当すると認められるため

4 入札参加除外措置の内容

- (1)本区で実施する契約の競争入札に参加することができません。
- (2)本区と契約を締結することはできません。
- (3)本区が発注する契約の下請負先及び再委託先となることはできません。

年 月 日

目黒区長 あて

所在地
名 称

代表者氏名

目黒区入札参加除外措置解除申請書

当社は 年 月 日付け 第 号にて入札参加除外措置を受けていますが、現在、暴力団等との関係を有しておらず、目黒区契約における暴力団等排除措置要綱別表各号のいずれにも該当していません。

よって、目黒区契約における暴力団等排除措置要綱第4条第2項の規定により、入札参加除外措置の解除を申請します。

- ※ 申請に当たっては、入札参加除外措置の原因となった事実が解消した旨の報告書、将来にわたり入札参加除外措置の対象となる行為等をしない旨の誓約書等の書面を添付します。
- ※ 目黒区が目黒区契約における暴力団等排除措置要綱別表各号のいずれにも該当していないかを確認するに当たり、警察と今回の提出書類及び該当の可否に関する情報の交換を行うことに同意します。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

目黒区長

目黒区入札参加除外措置解除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加除外措置の解除について、下記のとおり目黒区契約における暴力団等排除措置要綱第4条第1項の規定に基づき入札参加除外措置の解除を決定したので通知します。

記

- 1 入札参加除外措置を解除する日
年 月 日

第4号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

目黒区長

目黒区暴力団等排除措置に関する勧告書

目黒区契約における暴力団等排除措置要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 勧告理由